

市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（改定案）

平成 26 年 3 月 19 日
官民競争入札等監理委員会

I. 目的

本指針は、対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号。以下「法」という。）の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス（以下「市場化テスト終了プロセス」という。）及び官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス（以下「新プロセス」という。）を運用するに当たっての具体的な手続等を定め、的確かつ円滑な事業の実施に資することを目的とする。

II. 市場化テスト終了プロセス

1. 市場化テスト終了基準

（1）良好な実施結果が得られた事業

対象公共サービスの評価案審議において、実施府省等から市場化テストを終了（法の対象外）したいとの意向が示された事業の終了の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、法の趣旨等も踏まえ、主に以下の基準（条件）により、実施期間終了後の事業の実施において、監理委員会の関与がなくても適切に事業が実施されることが期待できるかを判断する。その際、まず以下の①及び②の基準（条件）を満たしていることを確認した後、その他の観点についても検討を加えた上で、事業の実施期間全般の状況も勘案し、総合的に判断を行うものとする。

- ① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。
- ② 実施府省等において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているか。
- ③ 入札に当たって、競争性が確保されていたか。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか。
- ⑤ 従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているか。

※ なお、上記により難しい事業（例えば、一者応札や契約金額が従来経費より増加した事業など）についても、地域の特殊性や事業の性質、従前からの経緯等について考慮の上、総合的に判断する。

(2) 市場化テスト継続の必要性がない事業

これまでの市場化テスト実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、市場の特殊性や関連政策、関係法令等の抜本的見直しが必要などの要因から、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業。

2. 市場化テスト終了の手続

市場化テスト終了に当たっては、以下の手続による（別紙1「市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）」参照）。

- ① 実施府省等は、対象公共サービスの市場化テスト終了に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告）を内閣府へ提出する。
- ② 内閣府は、上記①により提出された実施状況報告を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、市場化テスト終了について、必要に応じ、実施府省等と協議を行う。
- ③ 対象公共サービスの評価案を、監理委員会で審議し、市場化テスト終了基準に照らして問題がないものについては、市場化テストを終了することを了承するとともに評価を確定する。
※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、改めて次期基本方針策定の際、内閣府と協議を行うこととする。
- ④ 市場化テスト終了の了承及び評価の確定を踏まえ、公共サービス改革基本方針（以下、「基本方針」という。）（別表）を見直し。市場化テストを終了する事業については、基本方針（別表）とは区分し、参考資料（市場化テスト終了事業一覧）として整理する。
- ⑤ 基本方針（別表）等について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。
※ 参考資料（市場化テスト終了事業一覧）は閣議決定外。
- ⑥ 次期事業は、法の対象から外れ、監理委員会の関与なく、実施府省等が自ら実施。

3. 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後の事業実施については、法の対象から外れることとなるものの、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施府省等が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めることとする。

なお、市場化テスト終了後において、内閣府の調査等により、該当年度における事業選定方針に基づき、当該事業が改めて市場化テストを実施すべき状況にあると認められる場合には、再度法の対象とする。その際は、過去に取り組んだ市場化テストの実施状況も勘案して判断する。

Ⅲ. 新プロセス

1. 新プロセス移行基準

対象公共サービスの評価案審議において、実施府省等から新プロセスへ移行したいとの意向が示された事業の移行の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、上記Ⅱ. 1. (1) の考え方に従い判断する。その際、それに加え、以下の事項についても基準（条件）とし、総合的に判断を行うものとする。

- ⑥ 次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く）見込みであるか（次期事業を、引き続き同地域・箇所、同期間で行う必要があり、入札条件等の大幅な見直しの必要のないものであるか）。

2. 新プロセスの手続

新プロセスにおいては、監理委員会審議の効率化等を図る観点も踏まえ、実施要項及び評価に関する手続の簡素化等を行うこととする。新プロセスへの移行及び移行後の市場化テストの実施に当たっては、以下の手続による（別紙1「市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）」参照）。

- ① 実施府省等は、対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告）を内閣府へ提出する。
- ② 内閣府は、上記①により提出された実施状況報告を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、新プロセスへの移行について、必要に応じ、実施府省等と協議を行う。
- ③ 対象公共サービスの評価案を監理委員会で審議し、新プロセス移行の基準に照らして良好な実施結果が得られたものについては、新プロセスへ移行することを了承するとともに評価を確定する。
 - ※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、改めて次期基本方針策定の際、内閣府と協議を行うこととする。
- ④ 新プロセスへの移行の了承及び評価の確定を踏まえ、基本方針（別表）を見直し。見直しに当たり、新プロセス移行対象事業については、基本方針別表（本表）とは区分し、別表（新プロセス移行事業一覧）として整理する。
- ⑤ 基本方針（別表）について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。
- ⑥ 実施府省等は、実施要項を作成し、内閣府に提出（策定後の実施要項を公表）。
 - ※ 監理委員会での実施要項案の審議については、新プロセス移行後は、これまでの実施要項を承継することを前提に、監理委員会の議を経たものとして、改めて監理委員会での審議を行わないこととする。
 - ※ 実施要項案の公表及び外部からの意見募集については、新プロセス移行後は、基本的に要しない手続とするが、実施府省等が自ら実施することを妨げるものではない。
- ⑦ 実施府省等において、実施要項に基づき入札を行い、落札結果を公表、契約締結、契約内容を公表の上、事業を実施。
 - ※ 新プロセス移行後であっても、入札の開札後、落札者を決定する前に、実施府省等が警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行うことに留意が必要である（「競争の導入に

よる公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(内閣府官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡、平成24年7月12日改定))。

※ 事業実施期間中に、監理委員会が必要と認める場合(例えば、事業の実施状況等を踏まえ、新プロセス移行基準やプロセス等の検証を行う必要がある場合など)は、法第45条に基づいて、実施府省等に対し事業の実施状況等の報告又は資料の提出を求めることができることに留意が必要である。また、実施要項には、監理委員会から求められた場合には、実施状況等について報告又は資料を提出する旨を明記する(別添「実施要項記載例対照表」参照)。

⑧ 実施府省等は、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、事業の実施状況について外部有識者等によるチェックを受けた上で、実施状況報告(報告様式については別紙2参照)を内閣府に提出。

※ 実施状況報告は、毎年の基本方針見直し協議に間に合う適切な時期に、内閣府へ提出(届出)することとする。

※ 新プロセス移行後の評価手続においては、これまでの評価案作成に代えて、実施府省等で作成する実施状況報告をもって、内閣府としての評価を行い、基本的に、監理委員会の審議に付さないこととし、次期事業は新プロセス④から⑧に従って実施する。

ただし、実施府省等から市場化テスト終了の意向が示された場合、事業実施期間中に、事業実施の在り方について見直し、基本方針別表(新プロセス移行事業一覧)の内容に変更が生じるような事象等が発生した場合には、内閣府において評価を行い、監理委員会の審議に付すこととする。

⑨ (必要があった場合のみ) 実施状況報告に基づく内閣府の評価について、監理委員会にて審議。

※ 市場化テスト終了が了承された事業については、次期基本方針参考資料(市場化テスト終了事業一覧)で整理する。

※ 次期事業実施の在り方について見直した上で新プロセスにより実施することが了承された事業については、その内容を次期基本方針別表(新プロセス移行事業一覧)に反映させる。

※ 実施状況が思わしくないもので、改めて現行プロセスにより事業を実施すべきものと判断された事業については、次期基本方針別表(本表)で整理する。

3. 新プロセス移行後の実施要項

実施要項については、法第14条に規定され、その定める事項についても詳細に規定されている。実施府省等において作成するこの実施要項については、これまで監理委員会における審議を通じて、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等について厳しくチェックを受けた上で、作成されてきた経緯がある。これらの経緯も踏まえ、基本的に、従来の実施要項を承継する(手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く)ことを前提(条件)に、監理委員会の議を経たものとして、新プロセス移行後は改め

て監理委員会の審議に付すことはせず、実施要項に従って、実施府省等が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくこととする。

なお、新プロセス移行対象事業の実施要項については、本指針、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」（平成 25 年 4 月 26 日改定）及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（平成 24 年 4 月 3 日改定）に従って作成することとし、作成次第、内閣府に提出するものとする（実施要項策定後、実施府省等は遅滞なく、公表すること）。

4. 新プロセス移行後における市場化テスト終了の可否判断

新プロセス移行後、実施府省等から市場化テストを終了したいとの意向が示された事業については、監理委員会における評価審議時に上記Ⅱ. 1. の考え方によりその可否を判断する。その際、新プロセスへの移行時に上記Ⅱ. 1. (1) の考え方により市場化テスト終了の基準（条件）を満たしていることが確認された事業であることも勘案しつつ、総合的に判断を行うものとする。

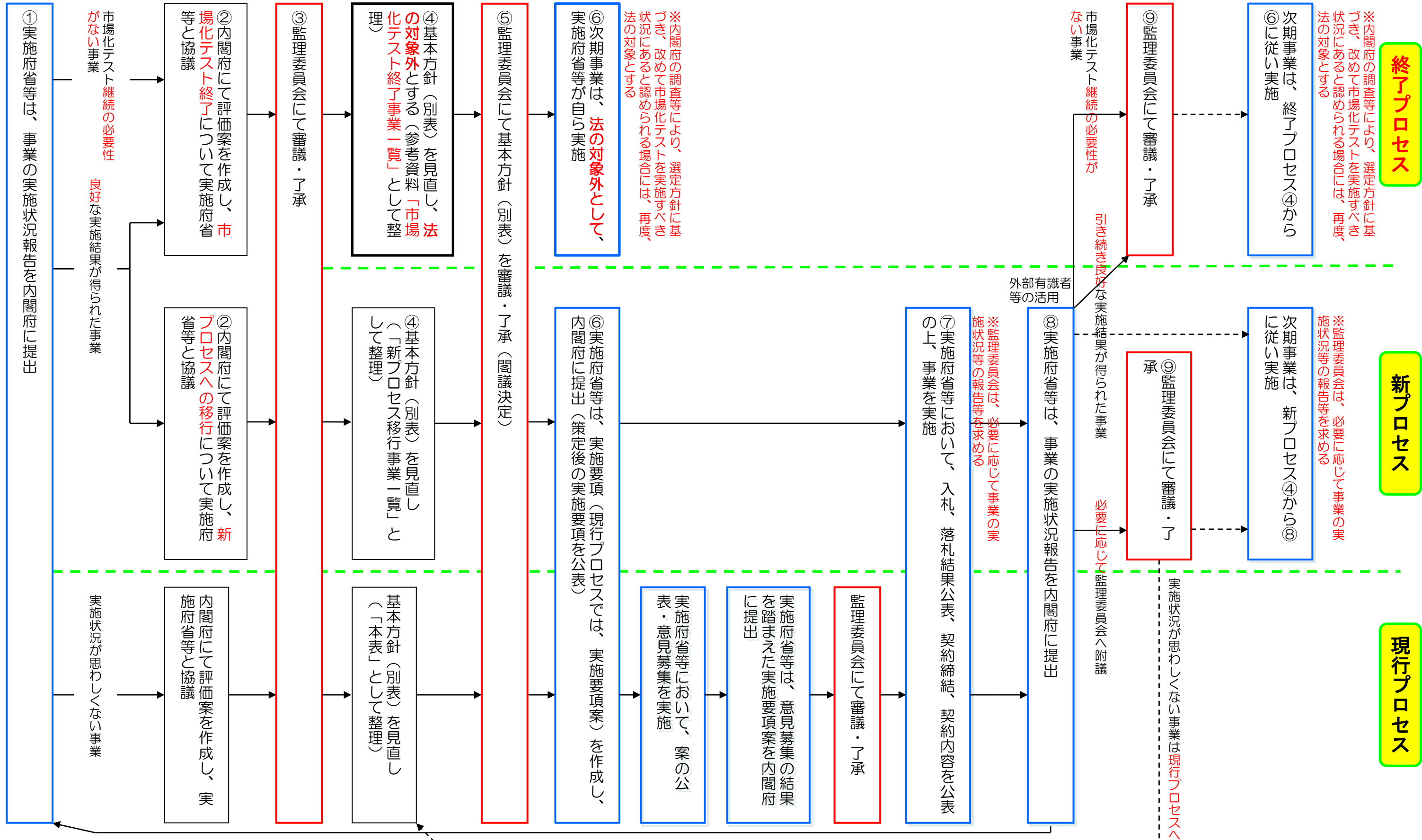
IV. 法特例事業の取扱いについて

以下の法令の特例の適用を受けて実施している事業については、特例を設けている法の趣旨に鑑み、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスを適用しないこととする。

- ・ 職業安定法の特例（法第 3 2 条）
- ・ 国民年金法等の特例（法第 3 3 条）
- ・ 不動産登記法等の特例（法第 3 3 条の 2）
- ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例（法第 3 3 条の 3）
- ・ 戸籍法等の特例（法第 3 4 条）

以 上

市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）



(別紙2) 新プロセス移行後の実施状況報告様式

〇〇省〇〇局〇〇課
平成〇〇年〇月〇日

平成 年度 民間競争入札実施事業
〇〇事業の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

| 事 項 | 内 容 |
|-------------------------------|--------------------------|
| 業務内容 | |
| 契約期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの〇年間 |
| 受託事業者 (入札参加者数等) | 入札参加者： 者 () |
| 契約金額 | 円 (税込) |
| 特記事項 (改善指示・法令違 反行為等の有無) | |

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 〇〇の確保

①実施状況

②評価

(2) 〇〇の維持

①実施状況

②評価

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

①実施状況

②評価

2. 実施経費についての評価

| 項目 | 金額等 |
|---------------|------------|
| 従来経費 (A) | 千円 (平成○年度) |
| 契約額 (B) | 千円 |
| 削減額 (C) | 千円 |
| 削減率 (C/A×100) | △ % |

3. その他 (特記事項に係る経緯等)

4. 評価委員会等からの評価

5. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

(2) 今後の方針

| 新プロセス移行後の実施要項 記載例 | 実施要項 記載例（現行プロセス） |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">〇〇事業 民間競争入札実施要項</p> <p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。</p> <p>前記を踏まえ、〇〇省は、公共サービス改革基本方針（平成〇年〇月〇日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された〇〇事業について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。</p> <p>10. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）</p> <p>(1) 実施状況に関する調査の時期 内閣総理大臣が行う評価の時期（平成〇年〇月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成〇年〇月〇日時点における状況を調査するものとする。</p> <p>(2) 調査の方法 〇〇省は、民間事業者が実施した〇〇事業の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。</p> <p>(3) 調査項目</p> <p>① 本実施要項において、業務の質として設定した項目。</p> <p>② 本実施要項において、各業務において確保すべき水準として設定した項目。</p> <p>③ 本実施要項での提案を反映し確定した業務の履行状況。</p> <p>(4) 実施状況等の提出</p> <p>① 〇〇省は、上記調査項目に関する内容を報告様式に従いとりまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成〇年〇月を目途に内閣総理大臣 及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、〇〇省は、本事業の実施状況等の提出にあたり、〇〇省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。また、必要に応じて〇〇省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。</p> <p>② 法第 45 条に基づき監理委員会から求められた場合には、本事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。</p> | <p style="text-align: center;">〇〇事業 民間競争入札実施要項</p> <p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。</p> <p>前記を踏まえ、〇〇省は、公共サービス改革基本方針（平成〇年〇月〇日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された〇〇事業について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。</p> <p>10. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）</p> <p>(1) 実施状況に関する調査の時期 内閣総理大臣が行う評価の時期（平成〇年〇月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成〇年〇月〇日時点における状況を調査するものとする。</p> <p>(2) 調査の方法 〇〇省は、民間事業者が実施した〇〇事業の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。</p> <p>(3) 調査項目</p> <p>① 本実施要項において、業務の質として設定した項目。</p> <p>② 本実施要項において、各業務において確保すべき水準として設定した項目。</p> <p>③ 本実施要項での提案を反映し確定した業務の履行状況。</p> <p>(4) 実施状況等の提出 〇〇省は、上記調査項目に関する内容をとりまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成〇年〇月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、〇〇省は、本事業の実施状況等の提出にあたり、〇〇省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。</p> |